

新成人のみなさん おめでと〜うございませう

20歳になったら国民年金

世代と世代の支え合いの仲間入り

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることとなります。

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。



「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

学生や若者で収入等がなく保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(30歳未満)などの保険料納付猶予制度があります。

●学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

●若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。しかし、収入を得られるようになり保険料の納付が可能となった時に「追納制度」をご利用いただければ、将来受け取る年金を増額することができます。

国民年金(基礎年金)

3つのメリット

- 1 老後を支えます。(老齢基礎年金)
- 2 病気やけがで障害の状態になったときに支えます。(障害基礎年金)
- 3 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます。(遺族基礎年金)



20歳になった時の国民年金の手続き等については左記の佐賀年金事務所または、市役所年金担当窓口までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

- 佐賀年金事務所
☎ 31-4194
- 神崎市役所 市民課
☎ 37-0115
- 千代田支所 総合窓口課
☎ 44-3071
- 脊振支所 総合窓口課
☎ 59-2111

平成25・26年度

競争入札参加資格申請の受付を開始

平成25・26年度発注工事等の入札に係る競争入札参加資格申請(建設工事、コンサル、浄化槽設置工事、物品及び庁舎等維持管理)の受付を左記の日程で行います。

○受付期間 1月4日(金)から2月28日(木)まで

詳しくは神崎市公式ホームページをご覧ください。または財政課契約管財係までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

- 神崎市役所 財政課
☎ 37-0101

アグリチャレンジ相談会

- とき 1月10日(木) 午前9時から正午まで
- ところ JAさが神埼地区中央支所

◎対象者

神崎市・吉野ヶ里町で農業を始めた方

◎参加費無料

◎申込・問い合わせ先

- JAさが神埼地区 園芸課
☎ 53-33767

有料広告

1月19日(土)、20日(日)

佐賀市鍋島町八戸溝のTOTOショールームにて

新春！リフォーム祭

を開催します！使いやすいキッチンや、暖かいお風呂を体験してみませんか。



来場特典もあるよー！

ご来場お待ちしております。



毎週火曜日STSめざましテレビ内でCM放映中!!

会社ホームページ
リニューアルしました。

暮らしの事に困ったら
「株式会社三神」で検索！



神崎市神埼町本堀 3003-6
株式会社 三神
☎0952-53-1221
http://www.sanshin34.com/

有料広告